

県南広域振興局長告示第109号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を休止した旨次のとおり届出があった。

平成21年7月3日

県南広域振興局長 勝 部 修

居宅介護支援計画の作成

| 居宅介護支援事業者   |                | 居宅介護支援事業所                |                  | 休止年月日     |
|-------------|----------------|--------------------------|------------------|-----------|
| 名 称         | 主たる事務所の所在地     | 名 称                      | 所在地              |           |
| 社団法人岩手県看護協会 | 盛岡市緑が丘二丁目4番55号 | 社団法人岩手県看護協会指定居宅介護支援事業所千厩 | 一関市千厩町千厩字町浦32番地2 | 平成21年6月1日 |